

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月5日
【四半期会計期間】	第16期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	モジュレ株式会社
【英訳名】	modulat inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松村 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ストラテジック・プランニング・サービス マネージャー 本間 浩一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目25番11号
【電話番号】	03 - 3454 - 2061
【事務連絡者氏名】	ストラテジック・プランニング・サービス マネージャー 本間 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期累計期間	第16期 第3四半期累計期間	第15期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年12月31日	自平成26年4月1日 至平成26年12月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	1,358,872	1,234,939	2,015,519
経常利益 (千円)	148,845	74,140	217,484
四半期(当期)純利益 (千円)	122,081	47,963	98,661
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	254,219	254,219	254,219
発行済株式総数 (株)	1,370,000	1,370,000	1,370,000
純資産額 (千円)	482,866	404,088	460,091
総資産額 (千円)	1,492,155	1,499,173	1,628,540
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	89.11	35.29	72.01
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	18.00
自己資本比率 (%)	32.4	26.6	28.3

回次	第15期 第3四半期会計期間	第16期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日	自平成26年10月1日 至平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4.12	12.94

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第15期第3四半期累計期間及び第15期は潜在株式が存在しないため、第16期第3四半期累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府や日銀の積極的な経済政策や金融政策により、企業収益の改善や個人消費に改善傾向がみられるなど、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、設備投資や輸出は横ばい傾向が見られ、円安進行による原材料費高騰や消費者マインドの低下、海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクもあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の中、「本業である企業向けの継続的ITサービスへの集中」、「継続的な大型案件の獲得」、「新サービスの利益貢献できる基礎の確立」、「チーム力強化」、「オリジナリティの徹底追及」などに取り組んでまいりました。

・ITサービス売上

当社の本業である「継続的ITサービス」の売上は、ほぼ計画通りで順調に推移し、「一時的ITサービス」の売上は、商品売上の一部案件の遅れ等の影響を受けておりますが、堅調に推移しました。その結果、ITサービスの売上高は863,547千円（前年同期比2.0%減）となりました。

・商品売上

商品売上は、設備投資の横ばい傾向がみられ、堅調に推移しているものの一部案件に遅れ等が発生しました。その結果、商品売上は371,392千円（前年同期比22.3%減）となりました。

当第3四半期累計期間の新規顧客獲得数は、22社（内、大手企業又はその子会社様が5社、ITサービスの契約があった顧客14社）を獲得することができました。新サービス関連部門では、12月度は上半期に取引を開始した新規顧客から追加の案件を獲得し、第3四半期累計期間において新規顧客5社（内、大手企業又はその子会社様が3社）を獲得することができました。

なお、営業利益が前年同期比で増加しているのに対し、経常利益及び四半期純利益が前年同期比で減少である主な理由は、前年同期は第1四半期に貸倒引当金の一部を取り崩したことにより、例外的に76百万円超の貸倒引当金戻入額を営業外収益に計上したため、経常利益及び四半期純利益が増加していたためです。

以上により、当社の当第3四半期累計期間の業績は、売上高1,234,939千円（前年同期比9.1%減）、営業利益79,913千円（前年同期比16.1%増）、経常利益74,140千円（前年同期比50.2%減）、四半期純利益47,963千円（前年同期比60.7%減）となりました。

なお、当社の事業はITアウトソース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は前事業年度末に比べ129,366千円減少し、1,499,173千円となりました。

これは、棚卸資産や投資有価証券の増加等があったものの、現金及び預金や売掛金、固定資産の減価償却及び保険積立金の減少等があったことによるものです。

負債合計は、前事業年度末に比べ73,363千円減少し、1,095,085千円となりました。これは、長期借入金の増加等があったものの、買掛金や短期借入金の減少等があったことによるものです。

純資産は、前事業年度末に比べ56,002千円減少し、404,088千円となりました。これは、四半期純利益計上により利益剰余金が増加したものの、当第3四半期会計期間に自己株式を取得したことによるものです。

なお、自己資本比率は前事業年度末と比較して1.7ポイント低下し、26.6%となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,370,000	1,370,000	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数 100株
計	1,370,000	1,370,000		

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月19日
新株予約権の数(個)	1,500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	833(注)1
新株予約権の行使期間	自平成28年7月1日 至平成36年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 864 資本組入額 432(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金833円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記2.(1)記載の資本金等増加限度額から、上記2.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される当期純利益が1.4億円を超過した場合に、当該利益水準を最初に超過した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から、行使期間の末日まで行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用や決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社の取締役会で定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1.(1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 1.(2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 5.(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 2. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 4. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日		1,370,000		254,219		31,558

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第 3 四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,369,700	13,697	
単元未満株式	普通株式 300		
発行済株式総数	1,370,000		
総株主の議決権		13,697	

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(注) 当社は、当第3四半期会計期間において、平成26年11月19日開催の取締役会決議に基づき、97,500株の自己株式を取得しております。発行済株式総数に対する所有株式数の割合は7.12%であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役会長		取締役		古澤 龍郎	平成26年10月15日

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、アスカ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	391,816	323,733
売掛金	308,267	125,833
商品	64,785	170,509
仕掛品	654	4,875
リース投資資産	89,198	85,568
繰延税金資産	22,285	1,355
その他	53,421	87,151
貸倒引当金	4,911	3,581
流動資産合計	925,518	795,445
固定資産		
有形固定資産		
賃貸用資産(純額)	268,239	239,413
その他(純額)	9,718	11,651
有形固定資産合計	277,958	251,064
無形固定資産		
ソフトウェア	84,793	74,792
賃貸用資産	167,026	142,453
無形固定資産合計	251,819	217,246
投資その他の資産		
投資有価証券	27,490	143,386
長期貸付金	175,337	157,337
その他	127,753	92,030
貸倒引当金	157,337	157,337
投資その他の資産合計	173,243	235,417
固定資産合計	703,021	703,728
資産合計	1,628,540	1,499,173
負債の部		
流動負債		
買掛金	238,794	73,508
短期借入金	135,000	-
1年内返済予定の長期借入金	296,198	260,128
未払金	47,654	42,216
未払法人税等	16,099	-
前受金	181,682	187,586
賞与引当金	7,000	3,956
保険積立金解約損失引当金	38,462	-
製品保証引当金	8,780	-
その他	10,095	33,233
流動負債合計	979,766	600,630
固定負債		
長期借入金	188,683	488,830
その他	-	5,624
固定負債合計	188,683	494,454
負債合計	1,168,449	1,095,085

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	254,219	254,219
資本剰余金	31,558	31,558
利益剰余金	167,356	190,660
自己株式	-	93,990
株主資本合計	453,135	382,448
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,955	16,989
評価・換算差額等合計	6,955	16,989
新株予約権	-	4,650
純資産合計	460,091	404,088
負債純資産合計	1,628,540	1,499,173

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	1,358,872	1,234,939
売上原価	1,019,872	863,056
売上総利益	339,000	371,883
販売費及び一般管理費	270,143	291,970
営業利益	68,856	79,913
営業外収益		
受取利息	3	515
受取配当金	291	830
為替差益	6,892	-
受取手数料	3,560	2,880
貸倒引当金戻入額	76,662	-
物品売却益	-	697
その他	182	633
営業外収益合計	87,593	5,557
営業外費用		
支払利息	7,521	8,900
支払手数料	43	418
その他	39	2,011
営業外費用合計	7,604	11,330
経常利益	148,845	74,140
特別損失		
固定資産除却損	18	-
特別損失合計	18	-
税引前四半期純利益	148,827	74,140
法人税、住民税及び事業税	22,992	2,723
法人税等調整額	3,753	23,452
法人税等合計	26,746	26,176
四半期純利益	122,081	47,963

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度(平成26年3月31日)及び当第3四半期会計期間(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	116,650千円	81,894千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	22,180	1,619	平成25年3月31日	平成25年6月25日	利益剰余金

(注)当社は、平成25年4月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月19日 定時株主総会	普通株式	24,660	18	平成26年3月31日	平成26年6月20日	利益剰余金

2.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年11月19日開催の取締役会決議に基づき、自己株式97,500株の取得を行いました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が93,990千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が93,990千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ITアウトソース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	89円11銭	35円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	122,081	47,963
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	122,081	47,963
普通株式の期中平均株式数(株)	1,370,000	1,359,008
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、前第3四半期累計期間は潜在株式が存在しないため、当第3四半期累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月5日

モジュール株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若尾 典邦 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石渡 裕一朗 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているモジュール株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、モジュール株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。